

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月23日現在

機関番号：24402
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2009～2011
 課題番号：21530592
 研究課題名（和文）成年後見人等との連携と協働によるソーシャルワーク実践モデルの構築

研究課題名（英文）A study on constructing the model of social work practice through collaboration and cooperation with the adult guardians

研究代表者

岩間 伸之（IWAMA NOBUYUKI）
 大阪市立大学・大学院生活科学研究科・教授
 研究者番号：00285298

研究成果の概要（和文）：本研究は、ソーシャルワーカーが成年後見人等との連携と協働によって展開するソーシャルワーク実践モデルの構築に取り組んだものである。成年後見人等との連携と協働においては、「補強型」「分離型」「活性型」の3類型があること、そして各類型において強化されるソーシャルワーク機能として10の機能を導き出した。また、各類型による連携と協働を図るために求められる成年後見人等への働きかけについても明らかにし、成年後見人等との連携と協働によるソーシャルワーク実践モデルを構成する主要要素を明確にした。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to construct the model of social work practice through cooperation and collaboration with the adult guardians. In this study, the following contents became clear. First, there are three types of cooperation and collaboration with the adult guardians. Second, the social work functions strengthened with each type were classified into ten functions. Last, the acts to promote the good cooperating and collaborating with the guardians were classified into ten categories.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉

キーワード：ソーシャルワーク・権利擁護・成年後見制度

1. 研究開始当初の背景

新しい成年後見制度が2000年4月から始まり、12年が経過した。その間、ソーシャルワークと成年後見制度をめぐる取り組みや研究が多方面から展開されるようになった。また、実際に成

年後見制度における福祉的支援の展開も広がっており、日本社会福祉士会による「権利擁護センターぱあとなあ」にみられるように、全国で社会福祉士が成年後見人等として後見活動に取り組んでいる。

他方、ソーシャルワーク実践における社会資源として成年後見制度を活用していくというアプローチも強調されるようになってきた。判断能力が不十分な人たちの自己決定に向けた支援や不当な権利侵害からの救済は、ソーシャルワーク実践における大きな課題となっている。

成年後見制度は、これらの課題に対応するひとつの社会資源として期待されている。2007年11月には「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が成立し、新しい社会福祉士養成のカリキュラムにおいて「権利擁護と成年後見制度」という指定科目が新設された。社会福祉士として権利擁護の視点が不可欠であり、成年後見制度は社会福祉士が身につけておかなければならない基礎知識であることが示された。

このようにソーシャルワークと成年後見制度との結びつきは強くなってきたが、今後、ソーシャルワークの専門性を活かした後見活動の進展やソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用のあり方を考えていくためには、今一度、ソーシャルワークと成年後見制度のもつ各々の機能や役割、またソーシャルワーク及び成年後見制度の両者の機能が相乗的かつ最も効果的に発揮できる関係のあり方や方策等について明らかにしておくことが不可欠となる。

とりわけ、ソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用においては、この点を十分に認識しておく必要がある。そうでなければ、成年後見人等に過大な期待をかけたたり、成年後見人等のもつさまざまな法的権限をクライアント本人のために十分に活用できなくなる危険性を含むからである。さらには、成年後見制度の申立て支援を行うというだけでなく、ソーシャルワーカーによるクライアント支援の強化に向けて成年後見制度を活用していくという視点も必要となる。複数の専門職がひとつの事例にかかわるチームアプローチが求められているなか、ソーシャルワーカーには、それらの専門職の働きかけを積極的に活用していくアプローチも重要となってくる。

本研究における成年後見人等との連携と協働によるソーシャルワーク実践モデルの構築の取り組みは、ソーシャルワーカーやその他の専門職等が持た

ない成年後見人等の法的権限を効果的にソーシャルワーク実践に活かすことができる実践モデルを明らかにし、ソーシャルワーク実践におけるクライアントへの支援の幅を広げることにつながる。

2. 研究の目的

本研究は、ソーシャルワーカーが成年後見人等との連携と協働によって展開するソーシャルワーク実践モデルの構築を目的とした。本研究は、平成19年度より2年間にわたって取り組んだ「ソーシャルワーク実践における成年後見制度の有効性に関する理論的研究」(科学研究費補助金基盤研究(C)[研究代表者：岩間伸之(大阪市立大学・大学院生活科学研究科・准教授)、補助金額：平成19年度1430千円、平成20年度1300千円])をさらに発展させたものである。これまでの研究においては、ソーシャルワークと成年後見制度のもつ各々の機能や役割について精緻に整理することをおして、成年後見制度の活用によって強化されるソーシャルワークの機能を検証した。この研究成果を踏まえて、ソーシャルワークの機能を強化するための成年後見制度の活用のあり方や、ソーシャルワークの機能と成年後見制度の機能を相乗的かつ効果的に発揮するための成年後見人等との連携と協働を主眼においたソーシャルワーク実践モデルの構築に取り組んだ。

3. 研究の方法

実際に成年後見人等と連携と協働した経験のあるソーシャルワーカーを対象にしたヒアリング調査を実施し、そこで得られた質的データを分析する質的研究法を用いた。以下、各年度の研究の焦点について示す。

(1) 2009年度

2009年度は、2007年度から2年にわたり取り組んできたソーシャルワーク実践における成年後見制度の有効性に関する理論的研究の成果を踏まえて、実際に成年後見人等と連携しながらソーシャルワーク実践に取り組んでいるソーシャルワーカーにヒアリング調査を行い、成年後見制度を活用することで強化されるソーシャルワークの機能について検証していくことに重点を置いた。

(2) 2010年度

2010年度においては、前年度の研究成果を踏まえて、成年後見人等との連携と協働によるソーシャルワーク実践のモデル構築に向けての研究を進めた。具体的には、成年後見人等の連携と協働のためにソーシャルワーカーに求められる視点の仮説検証、ソーシャルワークの機能が強化される成年後見人等の連携と協働のあり方の仮説を提示することに取り組んだ。

(3) 2011年度

2011年度においては、本格的に成年後見人等との連携と協働によるソーシャルワーク実践のモデルの構築に向けての研究を進めた。具体的には、前年度までの研究成果を踏まえ、ソーシャルワークの機能が強化される成年後見人等の連携と協働のあり方の仮説を検証に取り組んだ。

4. 研究成果

(1) 成年後見人等との連携と協働によって強化されるソーシャルワーク機能

成年後見人等との連携と協働がソーシャルワーク実践にもたらす効果に関するヒアリング調査から、強化されるソーシャルワークの機能を分析した。

ヒアリング調査によって得られたデータのうち、分析対象となった発話内容は全部で54となり、その分析対象をコーディングし、カテゴリー化した結果、成年後見人等との連携と協働によって強化されるソーシャルワーク機能として、①援助関係の構築、②クライアント主体の援助、③医療・福祉サービスの活用、④希望・意向の明確化、⑤希望・意向の実現化、⑥権利侵害の防止、⑦被害回復の支援、⑧環境の変化の促進、⑨良好な相互作用関係の促進、⑩新たな生活環境の創造、という10の概念を生成することができた。

(2) 成年後見人等との連携と協働の3類型

成年後見人等との連携と協働によって強化されるソーシャルワーク機能として生成した先述の10の機能を踏まえて、さらにそれらの機能がどのような連携と協働のもとで強化されるのかについて考察した。表1は、各類型における連携と協働の概念を図式化したも

表1 各類型における連携と協働のパターン

補強型	強化されるSW機能
	③ 医療・福祉サービスの活用 ⑤ 希望・意向の実現化
分離型	強化されるSW機能
	① 援助関係の構築 ⑨ 良好な相互作用関係の促進
活性型	強化されるSW機能
	② クライアント主体の援助 ④ 希望・意向の明確化 ⑥ 権利侵害の防止 ⑧ 環境の変化の促進 ⑩ 新たな生活環境の創造

のであり、各類型において強化されるソーシャルワークの機能を一覧にして示したものである。

まず、成年後見人等との連携と協働のパターンには、「補強型」と「分離型」、そして「活性型」という3つのパターンに類型化することができた。

「補強型」とは、成年後見人等がソーシャルワークの弱点を補強することで、ソーシャルワークの機能が強化されるものである。

「分離型」とは、ソーシャルワークを展開する際に付随的に発生するソー

シャルワーク機能以外のものを成年後見人等が担うことで、本来のソーシャルワーク機能に集中することができるというものである。

「活性型」は、成年後見人等が存在することによって生じる波及的効果によって、ソーシャルワークの機能が活性化されるというものである。

そして、この3類型において強化されるソーシャルワーク機能を整理すると、以下のように分類できた。

「補強型」において強化されるSW機能

- ③医療・福祉サービスの活用
- ⑤希望・意向の実現化
- ⑦被害回復の支援

「分離型」において強化されるSW機能

- ①援助関係の構築
- ⑨良好な相互作用関係の促進

「活性型」において強化されるSW機能

- ②クライアント主体の援助
- ④希望・意向の明確化
- ⑥権利侵害の防止
- ⑧環境の変化の促進
- ⑩新たな生活環境の創造

(3) 良好な連携と協働のための成年後見人等への働きかけ

成年後見人等との連携と協働によって強化される10のソーシャルワーク機能は、成年後見人等との良好な連携・協働体制がなければ発揮されない。ソーシャルワーカーは、成年後見制度を活用する際には、成年後見人等との効果的な連携・協働体制の構築にも取り組まなければならない。そのうえで、クライアント本人への支援に必要とされる成年後見人等との3類型における連携と協働を図っていくことが求められる。

成年後見人等との効果的な連携と協働を図るために、ソーシャルワーカーは成年後見人等に対してどのような働きかけをすべきかについてのヒアリング調査を実施した。具体的には、成年後見人等との連携と協働の3類型ごとに求められる成年後見人等に対する働きかけについて明らかにした。表2は、その結果を一覧にして示したものであ

表2 成年後見人等との連携と協働に求められるソーシャルワーカーの働きかけ

前段階	①本人と一緒に積み上げてきたプロセスに対する理解を求める ②成年後見人等についての理解を深める ③成年後見人等が相談できる環境を整備する ④メンバー同士の認識を統一する
補強型	①成年後見人等の手続き遂行に至るまでのプロセスの共有化 ②本人にとって意味のある手続き遂行の要求
分離型	①援助プロセスに意味のある役割分担 ②援助プロセスにおける相互の役割の意義の共有 ③援助プロセスの見通しの共有
活性型	①本人と周囲との関係の中に後見人等の接点をつくる
共通	①徹底して本人の側に立つ姿勢を要求する ②長期的展望に立つ姿勢を要求する

る。

「補強型」では、①成年後見人等の手続き遂行に至るまでのプロセスの共有化、②本人にとって意味のある手続き遂行の要求、という2点が明らかとなった。

「分離型」では、①援助プロセスに意味のある役割分担、②援助プロセスにおける相互の役割の意義の共有、③援助プロセスの見通しの共有、という3点が明らかとなった。

「活性型」では、①本人と周囲との関係の中に成年後見人等の接点をつくる、ということが明確となった。

また、成年後見人等との連携と協働を図る前提段階において求められる働きかけも明らかとなり、①本人と一緒に積み上げてきたプロセスに対する理解を求める、②成年後見人等についての理解を深める、③成年後見人等が相談できる環境を整備する、④メンバー同士の認識を統一する、の4点が明確となった。

さらに成年後見人等との連携と協働の全類型に共通してみられる働きかけも明らかとなり、①徹底して本人の側に立つ姿勢を要求する、②長期的展望に立つ姿勢を要求する、の2点が求められることがわかった。

(4) まとめ

成年後見制度は、成年後見人等に代

理権や同意権・取消権の権限を付与するものである。これらの権限によって、成年後見人等は、成年被後見人等であるクライアントに代わって必要な法律行為をすることができる。さまざまな契約行為が求められるクライアントの社会生活を支援するソーシャルワーカーにとって、こうした成年後見人等の権限は、ソーシャルワークを展開するうえできわめて重要となる。加えて、成年後見人等の権限は、権利侵害からの保護だけでなく、クライアントの新たな生活や生き方に向けたソーシャルワーク実践においても大きな役割を果たすことが期待できる。成年後見制度を効果的に活用することによって、本来のあるべきソーシャルワーク実践の可能性を開くことになる。

最後に、本研究の限界と今後の課題について指摘しておきたい。まず、本研究の成果を踏まえた量的調査からの検討の必要性である。本研究では、成年後見人等との連携と協働によって強化されるソーシャルワーク機能を質的な検証をとおして明らかにすることを試みた。しかし、研究の対象に合致し、さらにヒアリング可能なソーシャルワーカーが少なかったため、本研究における結論は限定的であることは否めない。したがって、本研究の成果をもとに量的な調査を実施し、さらに検証を重ねていく必要がある。また、成年後見人等との連携と協働がもたらすソーシャルワーク機能の強化は、当然のことながら選任される成年後見人等の質や付与される権限の違いによって左右される。したがって、成年後見人等との連携と協働をとおしてソーシャルワーク機能を強化するためには、ソーシャルワーカーと成年後見人等との間で、双方の役割や機能について十分に理解していること、そして、ソーシャルワーク実践の目的をお互いに共有できる関係を構築しておくことが求められる。最終年度において、成年後見人等との効果的な連携と協働に関する要件について検討してきたが、さらにソーシャルワーカーと成年後見人等双方の視点を取り入れた連携と協働のあり方について検証していくことも求められる。

ソーシャルワーク実践におけるアドボカシーとは何か。成年後見人等との連携と協働のあり方を追究することは、必然的にそこに答えを求めると向き合うことになる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 鶴浦直子、ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究－成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から－、社会福祉学、査読有、51巻4号、2011、31-42.

[学会発表] (計1件)

- ① 鶴浦直子、岩間伸之、ソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用に関する基礎研究－後見人等との連携・協働のための実践枠組みの検証－、日本社会福祉学会第57回全国大会、2009年10月11日、法政大学.

[その他]

以上の研究成果は、報告書としてまとめた。

岩間伸之(研究代表者)・鶴浦直子(連携研究者)『成年後見人等との連携と協働によるソーシャルワーク実践モデルの構築』

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岩間伸之 (IWAMA NOBUYUKI)

大阪市立大学・大学院生活科学研究科・教授

研究者番号：00285298

(2) 研究分担者

該当者なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

鶴浦直子 (UNOURA NAKO)

大阪市立大学・大学院生活科学研究科・特任助教

研究者番号：10527774